

平成 30 年（家）第 12345 号

審 判

本 籍 〇〇県〇〇市〇〇町一丁目 1 2 3 番地  
住 所 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

申 述 人 甲 野 乙 夫

本 籍 〇〇県〇〇市〇〇町一丁目 1 2 3 番地  
住 所 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

申 述 人 甲 野 丙 子

本 籍 〇〇県〇〇市〇〇町一丁目 1 2 3 番地  
最後の住所 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

被 相 続 人 亡 甲 野 丁 太 郎

昭和〇年〇月〇日 生

令和〇年〇月〇日 死亡

上記申述人らからの限定承認申述受理申立事件について、当裁判所は  
令和〇年〇月〇日 申述人らの申述を受理したので、職権により次の  
とおり審判する。

主 文

- 被相続人亡 甲 野 戊 太 郎 の相続財産管理人として  
申述人 甲野 乙夫 を選任する。
- 手続費用は各自の負担とする。

令和〇年〇月〇日

東京家庭裁判所

裁判官 〇〇 〇〇

これは謄本である。

令和〇年〇月〇日

東京家庭裁判所

裁 判 所 書 記 官 〇〇 〇〇

裁判  
所印